

# いきいき亀山

発行 日本共産党亀山市議団

## 水道料金の値上げを可決

### 企業優遇の料金体系を見直さず、市民には負担増

昨年の12月議会は、水道料金を18%値上げする議案や、部、課、グループへの組織機構改革の議案、補正予算など23件の議案が上程され、すべての議案が可決されました。党市議団は、市民生活に大きな影響を与える水道料金の値上げの議案にのみ反対をしました。また一般質問では、服部議員が亀山駅周辺整備事業、福沢議員が4月から実施予定の国民健康保険の県単位化を取り上げ、市の見解を質しました。

### 基本水量を10m<sup>3</sup>から5m<sup>3</sup>へ変更 少水量の世帯に配慮

水道料金を平成30年4月から18%値上げするという今回の案の中には『基本水量を10m<sup>3</sup>から5m<sup>3</sup>へ引き下げる』ことが盛り込まれています。これにより、水をあまり使わない高齢者世帯などについては値下がり（8m<sup>3</sup>以下の世帯）となります。これは、党議員団がかねてから提案していたことであり、評価できるものです。

また、値上げの理由として説明された『老朽管の取り替えや今後の災害などに備え耐震化を図る等の事業』の必要性についても理解します。しかし以前から指摘してきた『料金体系全体の見直し』については、櫻井市長自身、その必要性を認めていながら、なんら検討がされないまま値上げ案が出されたことは問題です。

### 近隣市と比べて「格安」な大口径使用者や超過料金の見直しはせず

党議員団は、①口径50ミリ以上の大口径の料金が県下でも「格安」になっているのを是正する、②超過料金（ていぞうせい）が近隣市との比較でも緩やかになっているのを是正する、③企業誘致やミニ団地の開発に伴う新たな施設の建設費は、開発業者に負担させるべきであり、市が負担する場合でも一般会計で負担すべきの3つを指摘しました。この3つの見直しがされれば、値上げせずに今後の事業費がまかな賄えることを具体的な数字で示しましたが、そうした見直しもせずに市民への負担を増やすことは認められないと反対しました。

## 国保の県単位化 市の答弁「社会保障であることに変わらない」

福沢みゆき議員は一般質問で、4月から実施予定の国民健康保険の保険者が県（財政を掌握）と市町（賦課、徴収など）の両者となる県単位化について市の見解を質しました。県国民健康保険運営方針（案）によれば、国民健康保険が「相互扶助の精神の下で支えあう仕組み」だとされ、国民健康保険法に明記された社会保障であるという基本方針が表記されておらず、公の責任をあいまいにし、制度が後退する記述になっています。

保険者が『亀山市』から『三重県+亀山市』に変わることで基本的な考え方で変わってしまうことはないのかを質したところ、市は「社会保障として、医療保険のセーフティーネットという役割を担う制度であり、平成30年度以降もこれまで通り変わらない。」とはっきりと答弁しました。

福沢議員は、より良い制度に向けて知恵を出し合いたいと指摘しました。

### 保険税の方式や税率など シミュレーションを示すよう求めた

昨年12月4日の県の試算を見ると、平成30年度に亀山市が県に納める事業費納付金は、激変緩和措置などを駆使し、平成28年度よりもわずかですが少なくて済むことになりました（下の表が県の試算）。

しかし平成28年度より被保険者数が減ることもあり、一人当たりの国保税は増える試算となっています。

	平成28年度	平成30年度	増減額
県への納付金額	8億1,307万円	8億1,297万円	-10万円
一人当たり国保税	98,395円	101,057円	2,662円

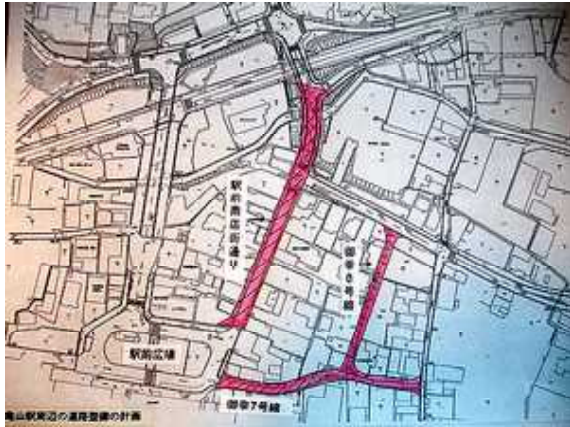
さらに、亀山市は世帯・個人・所得・資産のそれぞれに税率をかける4方式で保険税を計算していますが、県は資産にはかけない3方式を考えています。福沢議員は、方式をどうするのか、どんな税率になるのかなど様々なシミュレーションを議会に提出するよう求めたところ、市は前向きな答弁をしました。

### 一般会計からの法定外繰り入れや実効性のある減免制度などを求める

国はこの制度の見直しにあたり、国民健康保険の抱える構造的な課題を抽出しています。①年齢構成が高く医療費水準が高い ②所得水準が低い ③保険料負担が重いなどです。これらの課題を解決する制度改正でなければ意味がありません。三重県の市町は医療アクセスや介護の環境も様々、保険税（料）も大きく開きがあります。それなのに将来的に保険税（料）の統一を目指すなど乱暴過ぎます。

根本的解決には、全国知事会が提言しているように、国庫負担を引き上げることが大前提ですが、国が足踏みをしている間は、市が防波堤にならざるを得ません。福沢議員は櫻井市長に、一般会計からの法定外繰り入れや実効性のある減免制度などやれることを努力しながら市民の命と健康を守るよう強く求めました。

# 亀山駅周辺整備事業 このまま進めるべきではない



服部こうき議員は一般質問で、亀山駅周辺整備事業を取り上げ、特別委員会が求め公開された駅前での各種会議で出された権利者などの疑問、不安、意見をもとに、市の見解を質しました（左は道路整備の計画図）。

昨年9月の亀山駅周辺まちづくり協議会役員会で、市は商店街通りを12m～14mにし、一方通行から対面通行へ拡幅する事業そのものについては、「概ねの賛同」を頂いていると報告しています。

しかし協議会側からは、「2ブロックの権利者の中には承諾していない人や建物や営業権を持っているだけの人もいるので、その人達が権利調整に納得してくれて、スケジュール通り進むかどうかという事が不安である。」という意見が出されました。

## 権利者全員の合意なしに工事は着工すべきではない

服部議員はこの道路拡幅には、2ブロック側で5m、3ブロック側で1.5m下がらなければならない、家や店舗が道路にかかる家が多いので全員の合意を得るまで工事を着工すべきではないと櫻井市長に求めました。櫻井市長は、合意を得る努力はすると答弁はしたものの全員の合意を得るまでかからないとは明言しませんでした。

## 「道路を広げて抜け道になれば、その先が狭いので危険」の声

また、昨年10月の3ブロック会議の概要に次のようなやり取りがあります。

参加者から『3、4ブロックの間の道路（御幸8号線—右の写真）を広げて抜け道になってしまう恐れがあるが、対策はあるか。当分の間は大橋建設前だけ広げて、そこから駅前広場まで（御幸7号線）が元の狭いままだと余計に危険にならないだろうか。』という質問が出され、市は、「公安委員会との協議でもその話が出た。公安との協議の中で交通規制の方法も含めて考えていきたい。一方で、規制をかければ逆に事故が増えるという意見もあるので、よく考えていきたい。」と答えています。



## 危険が明らかな道路づくりはやめるべきだ

昨年9月議会では、3ブロックと4ブロックの間の行き止まりの狭<sup>きょうあい</sup>隘道路を6mに拡幅し、理容さくらいから文化会館に通ずる道路に接続し、行き止まりを解消する道路が市道に認定されました。



ところがこの道路を通過して駅前広場へ出るには、もう一つの狭隘道路である御幸7号線（左の写真）を通らなければなりません。この道路は左の写真の通り、車一台が通るのがやっとの道路で、東からと西から来た車が鉢合わせすれば、どちらかがバックするしかなく大変危険です。

こんなことが起きることが明らかなのに、市の答弁では御幸8号線の工事だけを先行して進めるというものでした。

服部議員はこんな道路づくりはやめるべきだと強く求めました。

## 再開発準備会が何千万円という負債の返済ができるのか

もう一つ服部議員が質したのは、2ブロックの基本計画や基本設計をする業者を選定するプロポーザル方式についてです。この発注者は再開発準備会であり、上限額9,700万円という多額の契約は、この準備会と選定された業者とが結びます。ところが準備会は、ほとんどお金を持っていません。金融機関から融資を受けて資金をつくることとなりますが、その返済は準備会がしなければなりません。この準備会は、その後設立予定の再開発組合になりますが、その組合が保留床の処分などでお金が入って始めて資金ができることになるのです。

その間、誰がどのようにこの何千万円という借金の返済をしていくのか質しましたが、結局、準備会に何らかのお金が入ってから返済するという答弁しかありませんでした。

今回服部議員は、駅前の権利者の人たちの声をもとに問題点を質しましたが、どれも計画通り進められれば解決するというような答弁であり、事業が頓挫した場合などのリスクは全く考えられていないことが明らかになりました。

最後に、このような計画は見直し、第一種再開発事業以外の手法で再検討すべきだと求めました。

### 市政や暮らしの相談、ご意見は

服部こうき 電話、FAX 82-3646 メール kouki@za.ztv.ne.jp

福沢みゆき 電話、FAX 83-2938 メール miyuki.fukuzawa113-8@mbr.nifty.com

市議会ホームページ「共産党 亀山」で検索を